

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和2年 第4回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和2年12月1日(火) 10時00分 開会 10時30分 閉会
開 催 場 所	湧別町役場上湧別庁舎 3階委員会室
出 席 者 名	選管委員 伊藤委員長、森谷委員、高橋委員、渋谷委員 事務局 石塚事務局長、中川事務局次長、奥田書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶 (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(定時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について (3) 審議結果 議案第1号から議案第4号まで原案のとおり議決 (4) その他 議案審議終了後、公職選挙法改正の概要及び湧別町議会議員及び湧別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明。
会 議 資 料	令和2年第4回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 ■要点筆記) <input type="checkbox"/> 無
備 考	

令和2年 第4回選挙管理委員会会議録

会議日時	令和2年12月1日(火) 午前10時00分開始 午前10時30分閉会	場 所	湧別町役場上湧別庁舎 3階委員会室
出席委員 の氏名	伊藤 章 森谷 重俊 高橋 直司 渋谷 弘昭	委員会に 参与した 書記等の 氏名	石塚事務局長 中川書記長 奥田書記
欠席委員 の氏名	なし		
付 議 事 件	議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(定時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について		
議 事 の 経 過			
<p>○議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。</p> <p>○その他として、公職選挙法改正の概要及び湧別町議会議員及び湧別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明を行った。</p>			

令和 2 年

第 4 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 2 年 1 2 月 1 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分

場 所 湧別町役場上湧別庁舎 3 階委員会室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（定時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について	5

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	53人	男	30人
				女	23人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	36人	男	16人
				女	20人

計 89人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和2年12月1日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 伊藤 章

議案第2号

選挙人名簿の登録（定時登録）について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録する。

記

1 転入者	37人	男	20人
		女	17人
2 新有権者	19人	男	10人
		女	9人

計 56人

登録者氏名 別冊のとおり

令和2年12月1日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 伊藤 章

議案第3号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和2年12月1日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和2年12月1日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

参 考

地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 147人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 1,218人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 2,436人 |

議案第4号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和2年12月1日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 伊藤 章

提案理由

候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について、国政選挙においてプライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれのある項目の記載の見直しが行われたことから、湧別町長及び湧別町議会議員選挙においても同様の取扱いとするため、本規程を改正するもの。また、湧別町長及び湧別町議会議員選挙において立候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用自動車乗車員腕章、街頭演説のための標旗及び街頭演説のための腕章の記載事項について、北海道選挙執行規程に準じて、本規程を改正するものである。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月1日

湧別町選挙管理委員会

委員長